

知立市議会 令和2年3月定例会

企画文教委員会報告

【委員会構成】

委員長：三宅議員、副委員長：杉浦議員

委員：那須議員、神谷(定)議員、高木議員、石川議員、佐藤議員

【報告案件】

1. 議案第28号 令和2年度知立市一般会計予算

(1)「広報ちりゅう^{*1}」の発行回数の削減について（広報広聴事務管理事業）

①広報ちりゅうの発行回数の削減についての報告（企画部長より）

各派代表者会議（2/10）にて、行政連絡員の廃止に伴い、広報誌の郵送料も大幅な増加が見込まれるため、電子媒体を活用することにより、広報誌の発行回数を、令和2年10月から2回/月を1回/月に変更。

②これまでの経過（Q：議会側意見・質疑、A：行政側見解・答弁）

▶令和元年6月議会（一般質問）

Q. 会計年度任用職員制度導入で、行政連絡員はどうなるのか？

A. 行政連絡員のあり方については、継続も含めて今後検討する。

▶令和元年9月議会（質疑）

Q. 議案第49号 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に行政連絡員などが含まれていないのはなぜか？

A. 行政連絡員は廃止し、広報の配布については、民間への委託も考えている。

★この時点では、広報紙の発行回数の変更は考えていなかった模様。

▶令和2年3月議会（一般質問）

Q. 広報紙の発行回数を10月から1回/月にするのに対し、市民の確認・合意は得られているのか？

A. 広報紙を廃止するのではなく、2回/月を1回にするもので、情報量を減らすものではないので、市民への確認はしていない。

Q. 10月からの変更に対し、市民不在の変更ではないのか？世論構築が必要ではないのか？

A. これから、周知活動を実施していきたい。

Q. 当初予算で、広報紙の発行回数が10月から1回/月発行となっているのに対し、周知期間が必要ではなかったのか？

代表民主制の根幹が崩れているのではないのか？

A. 2回/月を1回にするものであり、廃止するものではない。

Q. 広報紙の重要性を考えた時、我々は市民の代表機関であり、民意を反映した「議会制民主主義^{※2}」に則った手続きが必要ではなかったのか？

A. 2回/月を1回にするものであり、廃止するものではない。

★広報紙のあり方ではなく、広報紙の発行回数削減に向けた、手続き・手順が市民不在のやり方である。

▶令和2年3月議会（企画文教委員会）

Q. 広報費、印刷製本費 22,846千円の内容は？昨年度との相違は？

A. <市長答弁>

広報紙は、すべての市民に行政の課題・情報を発信し、重要な役割を果たしている。2回/月の発行を1回にする取り組みには、拙速感があったと反省している。丁寧に進めなければいけないと考えている。

<部長答弁>

市民の方に広聴の機会もなく、本会議においても、当局の一方的な答弁を大変申し訳なく思っている。10月より1回/月の発行を示しているが、発行回数の削減にあたり、市民アンケートを行い、市民の理解を得た上で実施していきたい。これに伴い、アンケート費用と、3月までの2回/月発行の予算を追加議案として、今議会で提案する。

③結果

- ・令和2年3月議会 議案38号 一般会計補正予算（第2号）が上程・可決され、市民アンケート費用と全戸配布委託料が追加となり、従来通りの予算（2回/月発行）に戻った。
- ・広報ちりゅうに関するアンケート調査が18歳以上の市民2,000人を対象に、4月30日までの期間で行われることになった。

★今回の「広報ちりゅう」の発行回数削減の件のように、市民生活に直結する重要な政策案件の手続きが、今後もの確・厳格に運用されることを強く求めていく。

※1. 広報ちりゅう発行規程（昭和51年12月21日訓令第6号）

（目的）

第1条 市行政に関する必要事項を市民に周知させ、その理解と協力を得るために広報ちりゅう（以下「広報」という。）を発行することを目的とする。

（掲載事項）

第2条 前条により広報に掲載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各種法令、条例、規則等の理解に資する事項
- (2) 市の施策、行事等の周知に関する事項
- (3) 市内各種団体の市政に対する協力に関する事項
- (4) その他市政の啓発及び宣伝に関する事項
- (5) 前各号に掲げるものの他市民に周知させる必要があると認められる事項

(発行の期日)

第3条 広報は、毎月1日及び16日にこれを発行する。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に発行し、又は休刊することができる。

※2. 議会制民主主義

議会制民主主義は、国民が選出した代表者で構成される議会の討議にもとづいて政治を運営していくことによって、国民の合意による政治という民主主義の理念を実現しようとするものである。議会制民主主義のもとでは、議会は、国民の意思を代表するものとして、政治の中心におかれることになる。対になる概念として直接民主制がある。現在ほとんどの国が「間接民主制」である。

日本国憲法前文は、国民の代表者が権力を行使するものとし、国民は「正当に選挙された国会における代表者を通じて」行動すると述べて、議会制民主主義を採用することを明らかにしている。議会制民主主義が本当に民主主義として機能するためには、代表者(議員)の構成が、民意を正しく反映するものでなければならない。したがって、国民の意思を可能なかぎり反映できるような選挙制度が要請される。また、議会においては、多数決による決定の前に、少数意見を最大限に尊重した冷静な討議がなされなければならない。

(2) 高齢者安全運転支援装置設置費用の補助について (安全運転推進事業)

① 高齢者安全運転支援装置の設置費補助制度

- ・令和元年8月25日の新聞に、高齢者による自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故が全国的に多発していることに鑑み、豊田、刈谷、安城、碧南、みよし市が、急発進・急加速防止の後付安全運転支援装置の補助事業が開始されるという記事が掲載。

② これまでの経過

▶ 令和元年9月議会(一般質問)

- Q. 知立市の急発進・急加速防止の後付安全運転支援装置の補助事業をどのように考えているか?
- A. 国がペダル踏み間違い時加速抑制装置等の性能認定制度の導入について、年内には結論を出すとのことで、その後、5市の内容等を精査し、決めていく。

▶ 令和元年12月議会(一般質問)

- Q. 9月議会で急発進・急加速防止の後付安全運転支援装置は精査し、判断すると答弁があったが、どうなったか?
- A. 来年度当初予算に計上している。

★ペダル踏み間違い時加速抑制装置が装備されていれば防げた事故もあるのではないかと思う。制度の早期実現を要望。

▶令和2年3月議会（企画文教委員会 予算決算分科会）

Q. 高齢者安全運転支援装置設置費補助金：180万円の予算の内容は？

A. 近隣市に合わせて上限6万円、30件と想定し、予算は180万円の予定であったが、国の補助等が新たに追加され、40～50件程度の申請があると見込んでいる。

この高齢者安全運転支援装置設置費補助金については、国が令和元年度の補正予算により、補助制度を開始したことは国のホームページで確認している。もし令和2年度に国の予算が繰越しされれば、装置の費用や設置費用の額によるが、国・県・市で概ね9割相当が補助となり、個人の負担は約1割程度になる見込み。

★高齢運転者による交通事故が社会問題となっており、特にアクセルとブレーキの踏み間違いによる誤発進は、大事故に直結。高齢者の踏み間違いによる事故がゼロになるように、補助金を活用した早期設置に向け、広報・ホームページ等でしっかり周知するよう要望。

③結 果

- ・令和2年4月1日から、「知立市高齢者安全運転支援制度」がスタートした。
- ・4月4日の新聞に、車のペダル踏み間違い防止装置購入補助の開始が掲載され、多くの市民からの申し込みがある。
- ・市の補助金については、安全運転装置の購入設置費は、国の補助金を除いた8割となっている。自己負担は、1割程度。

(3) 知立市制50周年記念事業について（市制50周年事業）

①市制50周年という大きな節目に全市をあげての記念事業

②経過（議会での提案）

▶平成29年3月議会（一般質問）

Q. 早い段階での市民や企業、組織団体や学校、町内会も巻き込んで体制づくりが重要ではないか

A. 市民の方、企業、あらゆる方面の関係の方に参画していただいて、各世代の方がそれぞれ参加できるような事業展開をしていきたい。

Q. キャッチコピーは考えているか？

A. 7万人の市民が参画できる、気持ちが同じになるような意味を含んだ、キャッチコピーを設定していきたい、また公募も考えている。

▶平成29年3月議会（一般質問）

Q. 新たな紹介動画をつくる予定があるか？

A. 知立市を全面的にPRできるような内容で、インパクトのあるプロモーションビデオを作りたいと考えている。

▶平成29年9月議会（一般質問）

Q. ちりゅっぴを活用してはどうか？

A. ちりゅっぴの活躍の場ができればと考えている。

Q. 小中学校ではよくなじみのタイムカプセルを埋めて、未来の自分に、家族に、友人にメッセージを。

A. 参考にさせていただきたい。

▶平成30年12月議会（一般質問）

Q. 某夢のあるパレードを招致してはどうか？

A. いろいろなハードルがあるので慎重に見極めていきたい。

▶令和元年6月議会（一般質問）

Q. フードロス食材使いきり食べきり選手権等のフェスの開催

A. 市民からの提案があれば、できることは支援していきたい。

③結果（議会での提案が50周年事業に関与したもの）

a. 実行委員会主体の市制50周年記念特別事業の実施

- ・パティオ de マルシェ

- （飲食や体験、地元企業・団体のPR等のブース）

- ・ご当地キャラフェス in chiryu

- （ちりゅっぴと縁のあるキャラが20体以上集合）

b. 知立市制50周年記念市民パレードの実施

- ・音楽隊や路上踊り、ダンスチーム等市民団体を中心に実施。

- （東京ディズニーリゾート・スペシャルパレードも参加）

c. その他市制50周年事業の実施

- ・官学連携事業（散策マップ作成、知立キャンパス設置等）

- ・企業団体等冠事業（タイムカプセル開放事業等）

④市議会が計画した50周年事業

a. 高校生議会の開催（新型コロナウイルス感染症の影響で中止）

- ・選挙年齢の引下げにより、政治や選挙が身近なものとなった高校生を対象に、議会の雰囲気を感じることにより、地方自治への関心度の向上を図る。

議会としては、高校生の視点から広くまちづくりについての意見を聴き、議員と協議する場を持つことを趣旨とし、知立高校と知立東高校が参加して実施予定。

主権者教育の一環として、タウンミーティング（知立高校、山本学園が参加）も実施予定。

b. 知立市議会50周年記念誌の発行（新型コロナウイルス感染症の影響で延期）

- ・知立市議会30周年記念誌発行以降の20年間の議会に関りのあった事業や出来事をまとめ、2020年度内に発行予定。

c. 議会だより特別号の発行（新型コロナウイルス感染症の影響で延期）

- ・通常発行の議会だより内に特別ページを設ける予定。

2. 陳情第3号 小学校体育館トイレの改善を求める陳情書

▶知立市議会に初めて提出された小学生からの陳情書（別紙－1）

①陳情内容と陳情に至った経緯

- 総合学習で防災を学んだ八ツ田小学校の5年生のある班が、指定避難場所の体育館のトイレに洋式トイレがない点に注目し、足の不自由な人や小さい子供が困ると考え、学年全体の意見をまとめた。
- 災害時や行事で市民も使う小学校体育館のトイレの洋式化やバリアフリー化等を訴えるもの。
- 学校側の後方支援（市議による講義）や、議会事務局作成の「小学生向け手引き」もあったことから、この陳情が実現した。

②議員の意見

- 学校現場で起きている子供たちの率直な要望を真摯に受け止める。
- 他人や弱者を思いやる心が感じられ、共感を覚える。
- 体育館も学びの場の一つであり、緊急時の避難所でもあるので、トイレの早期改善を望む。
- 小学生が自分達の意見をまとめ、陳情という形で行動に移したことをうれしく思い、また頼もしさも感じた。

③結 果

★全会一致で採択

以 上